

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第425号)

平成17年11月10日

横 情 審 答 申 第 425 号

平 成 17 年 11 月 10 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年9月22日道港北土第269号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「道水路等境界調査について（平成9年度道港北土第9－32号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「道水路等境界調査について（平成9年度道港北土第9-32号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道水路等境界調査について（平成9年度道港北土第9-32号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年8月13日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書のうち、起案本文に記載されている申請人氏名、立会人氏名、調査状況の地番及び申請者に関する記述、承諾書に記載されている承諾者の住所、氏名及び個人印の印影、道水路等境界調査申請書に記載されている申請者の住所、氏名、連絡先及び連絡先電話番号、公図写しに記載されている土地所有者名、委任状に記載されている委任元の住所、氏名及び個人印の印影並びに委任先の住所及び氏名並びに隣接地の所有者の立会同意届出書に記載されている届出者の住所及び氏名並びに同意者の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影については個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当するため、非開示とした。
- (2) 承諾書及び隣接地の所有者の立会同意届出書に記載のある土地の所在区名、町名及び地番については、登記簿等で閲覧可能な情報と照合することにより、だれが同意したかが容易に推測され、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。
- (3) 公図写しに記載のある土地所有者名については、登記簿等で閲覧可能な情報と照合することにより、だれが申請人であるかが容易に推測され、特定の個人を識別することができるため、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 申立人は、本件道水路等境界調査（以下「本件境界調査」という。）の申請地（以下「本件申請地」という。）に隣接する土地を共有する者である。この度、申立人の共有地を測量したところ、申立人の知らぬ間に道水路と共有地との境界が確定されていることを知った。そのため、本件申請地が極めて有利に扱われ、逆に申立人の共有地が著しく狭められてしまった。申立人は、憲法第29条で保障されている財産権が侵された。

この原因を本件境界調査申請時に遡って調べるため本件請求をしたにもかかわらず、申請人をはじめ、立会同意者名、境界承諾者名等財産権侵害に関係ある者として確認する必要があるのに肝心の箇所を全て非開示と決定された。

申立人は、公図、実測図、50年以上も前の写真等を示し、境界杭の位置がおかしいと指摘し、開示を求め続けているのであり、趣味や面白半分で他人の土地のことを調べるのではない。憲法で保障されている自分の財産権を守るために必要な開示を求めている。

- (3) 財産権侵害の事実については、6月21日と29日に港北土木事務所へ行き、公図・実測図・50年前の写真等に基づき、担当の係長、係員に詳細を説明している。

なお、市の条例を盾に、開示を拒むことは、港北土木事務所が犯した過失を隠蔽していると言われかねないことである。

この件は、形式的に条例にふれるか否かを判断するのではなく、憲法が保障する財産権を守ることとの比較考量で決定願いたい。

- (4) 「道水路等境界調査について（平成9年度道港北土第9－32号）」の一部開示決定について、とは名ばかり、実質的には何も開示していない。対象土地の地番、申請人、関係者の住所・氏名等全て黒く塗りつぶされ、中身の全く無い異様な文書であった。

申立人は、何回も港北土木事務所に通い「私の知らない間に、道路と私の共有地との境界が決まってしまった。これは、どういう訳か。誰が申請して決めたのですか。その時、隣接地主や申請人は立ち会ったのですか」等々聞いたが、全く教えてくれなかった。

申請人と港北土木事務所とだけで決めてしまった結果、港北土木事務所は、申請人の言いなりに決めたのか、公図と全く異なる位置で境界を決めている。そのため、申立人は大変な損害を受けている。

- (5) 道水路と民有地の境界を決めるには、申請書に公図・登記簿謄本を添付することになっており、申請地に隣接したり、道水路の向かいの側の土地の所有者が誰であるか、また、その人達は、立ち会ってくれるか（立会承諾書の提出）等々事前に十分チェックしてから境界査定に臨むシステムになっている。立会当日は、土木事務所から郵送されてきた「立会通知書」を持参し、本人確認をし、境界が示された位置で納得したところで、仮杭を打ち、立会人全員から書面による承諾書を出してもらい、申請地、隣接地、道路向側の土地の所有者全員が同意したところで、担当職員が起案し、これに関係する職員全員の押印を経て、土木事務所の決裁権者が、最終的に手続き内容共に誤りなしと判断して決裁印を押して、道路と民地との境界が決まり、公的に通用する図面となる。

- (6) 登記簿謄本を見れば、申立人が土地の所有者であり、隣接地主であることは誰でも一目瞭然である。しかも、対象地の地主は、せいぜい3人しかいない。このような極めて単純な案件であるのに、承諾書もそろってないのに、どうして起案し、複数の関係ある職員の審査を経て、決裁印が押されたのか。

申立人が邪推するに、港北土木事務所は本件の大失態を隠蔽するために、条例に藉口して開示を拒んでいるとしか考えられない。

- (7) 個人名は、一律非開示などという決め方は、どこか狂っているのではないか。

また、港北土木事務所の判断に丸投げしているのも問題である。世の常識、全庁的観点からの判断がなされず、すぐ審査会へ丸投げする態度も納得できない。

- (8) 一部開示理由説明書の非開示理由の中で、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するかのように記載されているが、本件の場合、港北土木事務所職員を騙し、ずるをして自分は利益を得ている人の権利利益を害するおそれがあるとして、横浜市は、そんな人を保護し、権利利益を職員のミスで害された人を冷たく扱うというふうに受け取れるが、いかがお考えか。

5 審査会の判断

- (1) 道水路等境界調査について

道水路等境界調査は、横浜市が管理する道路、水路等とこれに隣接する土地との境界が明らかにされていない場合に、当該土地所有者からの境界の明示又は復元を

求める申請に基づき、横浜市が当該境界について調査し、申請者及びその近隣土地所有者の同意を得て、当該境界を確定し、又は確認するために行うものである。

道水路等境界調査には、道水路等とこれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、申請者及び隣接地の所有者との立会いによる協議の上、その同意を得て確定する境界明示と、道水路等とこれに隣接する土地との境界が既に確定している場合に、申請者と立会いの上、その同意を得て資料図に基づきその境界を確認する境界復元とがある。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、道水路等境界調査の申請地と道路との境界を、関係土地所有者の立会協議の上、確認し、調印を得たことを報告した決裁文書であり、起案用紙、起案本文、承諾書、道水路等境界明示図・復元図、道水路等境界調査申請書、公図写し、案内図、委任状、隣接地の所有者の立会同意届出書等で構成されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている申請人氏名、立会人氏名、調査状況の地番等について、本号に該当するとして非開示としているので、本件処分の妥当性について検討するため、平成17年9月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件境界調査については、平成9年5月22日に申請があり、平成9年7月11日に現地立会いを行い、平成9年8月5日に境界確定している。平成16年6月に申立人から申立人の共有地について、同意して承諾書等に署名・押印した記憶がない、書類に不備があったのではないかとの申出があったため、再調査を行ったところ、平成16年6月21日に新たに取得した土地登記簿謄本により、申立人が共有者となっている土地が含まれていることを確認した。本件境界調査申請時に提出された土地登記簿謄本は、道水路等境界調査において土地登記簿謄本等その他関係資料は決裁が完了して一定の期間保存した後に廃棄していることから、現在残されていない。

- (イ) 本件境界調査における隣接地の所有者の立会同意届出書には、共有地番についての同意者欄には申立人の氏名がなく、申立人に送付した立会通知書には、申立人が単独で所有している地番のみしか記載がないため、本件境界調査の申請があった段階では、申立人が共有者であるとは確認できていなかったと思われる。
- (ウ) 本件境界調査の承諾書には、共有地についての申立人の署名・押印がなく、道水路等境界調査において必要不可欠な要素を欠いていることが判明したため、平成16年7月上旬に本件境界調査は、無効として取り扱わざるを得ないこと等を申立人に説明し、平成17年1月27日付で道水路等境界調査無効通知を申請人及び申立人に通知した。平成17年7月20日に申請人・申立人の兩人から道水路等境界調査の申請が提出され、現在申請に基づき調査中である。
- (エ) 本件処分は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第291号に基づき行ったものである。
- ウ これらの実施機関の説明を踏まえて、当審査会は、次のとおり検討を行った。

本件申立文書のうち、起案本文に記録されている申請人氏名、立会人氏名及び申請者に関する記述、承諾書に記録されている承諾者の住所、氏名及び個人印の印影、道水路等境界調査申請書に記録されている申請者の住所、氏名、連絡先及び連絡先電話番号、公図写しに記録されている土地所有者名、委任状に記録されている委任者の住所、氏名及び個人印の印影並びに受任者の住所及び氏名並びに隣接地の所有者の立会同意届出書に記録されている届出者の住所及び氏名並びに同意者の住所、郵便番号、電話番号、氏名（氏名欄に記録されている特定の者を識別することができる記述を含む。）及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

また、起案本文に記録されている調査状況の地番並びに承諾書及び隣接地の所有者の立会同意届出書に記録されている土地の所在（区名・町名・地番）については、開示すると土地登記簿等に記録されている情報等と照合することにより、土地の所有者、承諾者、申請者、立会者等の氏名及び住所が容易に推測され、その結果、当該道水路等の境界確認に当たって、承諾の意思を表明した者の氏名等が明らかとなり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

なお、本件申立文書に記録されている個人に関する情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

エ 本件申立文書に土地登記簿謄本が添付されていないことについては、道水路等境界調査の手引き（平成14年4月1日横浜市道路局道路調査課編）に起案文書に綴る申請書類から土地登記簿謄本を除くとされていることが認められることから、実施機関の主張に不合理な点は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年9月22日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成16年10月6日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年10月29日 (第48回第二部会) 平成16年11月5日 (第48回第一部会)	・諮問の報告
平成17年1月21日	・部会で審議する旨決定
平成17年1月27日 (第55回第一部会)	・審議
平成17年2月4日 (第56回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成17年3月4日 (第57回第一部会)	・審議
平成17年3月18日 (第58回第一部会)	・審議
平成17年7月28日 (第65回第一部会)	・審議
平成17年8月25日 (第67回第一部会)	・審議
平成17年9月8日 (第68回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年9月22日 (第69回第一部会)	・審議
平成17年10月13日 (第70回第一部会)	・審議